

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	大分市 固定資産税の賦課に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大分市は、固定資産税賦課事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

大分市長

## 公表日

令和5年11月24日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	固定資産税賦課事務
②事務の概要	1. 土地・家屋調査・評価業務 2. 償却資産調査・評価業務 3. 宛名管理業務 4. 固定資産税の課税及び、納税通知書発送業務 5. 証明書等の発行
③システムの名称	固定資産税システム、地方税ポータルシステム、団体内統合宛名システム、共通基盤システム、住民基本台帳ネットワークシステム、固定資産税GIS、家屋評価システム、中間サーバー、住民基本台帳システム、収納システム
2. 特定個人情報ファイル名	
固定資産税ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の第24の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	(情報照会)番号法第19条第8号 別表第二の27の項 (情報提供)なし(情報提供は行わない)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	大分市役所 財務部 資産税課 企画部 情報政策課
②所属長の役職名	資産税課長 情報政策課長
6. 他の評価実施機関	
特になし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	大分市 総務部 総務課 情報公開室 870-8504 大分県大分市荷揚町2番31号
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	大分市役所 財務部 資産税課 870-8504 大分県大分市荷揚町2番31号 問い合わせ先電話番号 097-537-5610

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 30万人以上 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書及び全項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 5評価実施期間における担当部署 ②所属長	資産税課長 原田 正徳	資産税課長 安部 敏和	事後	人事異動に伴う記載内容の変更
平成28年4月1日	IIしきい値判断項目 1対象人数いつ時点の計数か	平成27年4月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	最新の情報に更新
平成28年4月1日	IIしきい値判断項目 2取扱者数いつ時点の計数か	平成27年4月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	最新の情報に更新
平成31年1月4日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	固定資産税システム、地方税ポータルシステム、団体内統合宛名システム、償却資産税システム、税額変更システム、税総合システム、住登外/宛名システム、固定資産税GIS、家屋評価システム	固定資産税システム、地方税ポータルシステム、団体内統合宛名システム、共通基盤システム、住民基本台帳ネットワークシステム、住登外/宛名システム、固定資産税GIS、家屋評価システム、中間サーバー、住民基本台帳システム、収納システム	事前	重要な変更
平成29年4月1日	I 関連情報 5評価実施期間における担当部署 ②所属長	資産税課長 安部 敏和 情報政策課長 佐藤 善信	資産税課長 小野 正人 情報政策課長 林 浩一	事後	人事異動に伴う記載内容の変更
平成29年4月24日	IIしきい値判断項目 1対象人数いつ時点の計数か	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	最新の情報に更新
平成29年4月24日	IIしきい値判断項目 2取扱者数いつ時点の計数か	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	最新の情報に更新
平成31年1月1日	I 関連情報 5評価実施期間における担当部署 ②所属長	資産税課長 小野 正人 情報政策課長 林 浩一	資産税課長 情報政策課長	事後	
令和3年1月4日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	固定資産税システム、地方税ポータルシステム、団体内統合宛名システム、共通基盤システム、住民基本台帳ネットワークシステム、住登外/宛名システム、固定資産税GIS、家屋評価システム、中間サーバー、住民基本台帳システム、収納システム	固定資産税システム、地方税ポータルシステム、団体内統合宛名システム、共通基盤システム、住民基本台帳ネットワークシステム、固定資産税GIS、家屋評価システム、中間サーバー、住民基本台帳システム、収納システム	事前	最新の情報に更新
令和3年1月4日	IIしきい値判断項目 1対象人数いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	令和2年10月1日時点	事後	最新の情報に更新
令和3年1月4日	IIしきい値判断項目 2取扱者数いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	令和2年10月1日時点	事後	最新の情報に更新

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年7月9日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 ②法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の第16の項	番号法第9条第1項 別表第一の第24の項	事前	事前通知事項
令和3年7月9日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステム による情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会)番号法第19条第7号 別表第二の27 の項	(情報照会)番号法第19条第8号 別表第二の27 の項	事前	事前通知事項
令和5年7月31日	IIしきい値判断項目 1対象人数 いつ時点の計数か	令和2年10月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	最新の情報に更新
令和5年7月31日	IIしきい値判断項目 2取扱者 数いつ時点の計数か	令和2年10月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	最新の情報に更新